第96回
定時株主総会
招集ご通知

日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13
OLSビル 大ホール

本店建替えに伴い、昨年より会場が変更となっております。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、
お間違えのないようご注意ください。

郵送又はインターネットによる
議決権行使の期限
2019年6月25日（火曜日）
午後5時

武蔵野銀行

証券コード：８３３６

目　次

第96回定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使についてのご案内 …… 3
（株主総会参考書類）
第1号議案　剰余金の処分の件 …… 5
第2号議案　取締役8名選任の件 …… 6
第3号議案　監査役2名選任の件 …… 11
（添付書類）
第96期事業報告 …… 13
計算書類 …… 31
連結計算書類 …… 34
監査報告書 …… 36
株主総会会場ご案内図

証券コード 8336
2019年６月４日

株　主　各　位

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８
(所在地) さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13
株式会社 武蔵野銀行
取締役頭取　加 藤 喜 久 雄

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年６月25日（火曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2019年６月26日　（水曜日）　午前10時（受付開始 午前９時）

2. 場　　所　さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13　ＯＬＳビル大ホール

※昨年より会場を変更いたしましたので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 目 的 事 項

報告事項

(1)第96期（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

(2)第96期（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

4. 議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認ください。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（http://www.musashinobank.co.jp/irinfo/stock/meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の内容を当行ホームページ（http://www.musashinobank.co.jp/ irinfo/stock/meeting/）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下３つのいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時　**2019年６月26日（水曜日）午前10時**
（受付開始　午前９時）

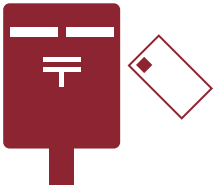

郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限　**2019年６月25日（火曜日）午後５時到着分まで**

インターネット

当行指定の**議決権行使サイト▶ https://evote.tr.mufg.jp/** にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された**「ログインID」**及び**「仮パスワード」**をご利用のうえ、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

行使期限　**2019年６月25日（火曜日）午後５時まで**

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、**１回に限り**「ログインID」「仮パスワード」の**入力が不要**になりました。※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトへアクセス

「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

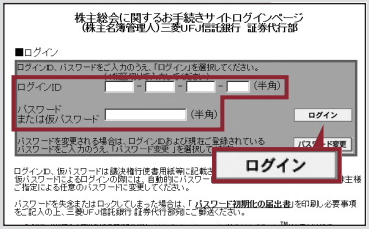

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された**「ログインID」**および**「仮パスワード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3 パスワードを登録する

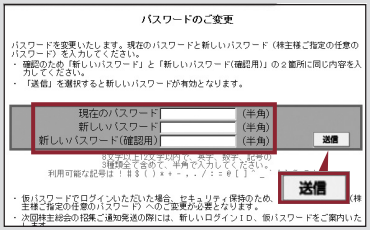

現在のパスワードを「現在のパスワード」に、新しいパスワードを**「新しいパスワード」**と**「新しいパスワード（確認用）」**の両方に入力

パスワードはお忘れにならないようご注意願います。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

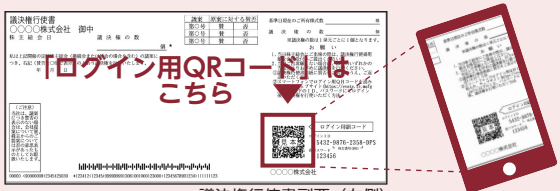

議決権行使書副票（右側）

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は１回に限ります。

２回目以降のログインの際は上記記載のご案内に従ってログインしてください。

ご注意

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 0120-173-027 受付時間 9:00～21:00

議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当行は、利益配分につきましては、地域金融機関として経営の健全性と安定した収益を確保し、内部留保による財務体質の強化を図るとともに、株主の皆さまに報いるため利益の状況や経営環境等を総合的に考慮した上で、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金40円

総額　　1,341,341,120円

（注）　中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、１株につき80円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月27日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　3,000,000,000円

（２）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　3,000,000,000円

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名（うち社外取締役３名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名					現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	加藤喜久雄（かとうきくお）	再任				取締役頭取（代表取締役）	13回/13回（100%）
2	長堀和正（ながほりかずまさ）	再任				専務取締役（代表取締役）	13回/13回（100%）
3	小山和也（こやまかずや）	再任				常務取締役	13回/13回（100%）
4	白井利幸（しらいとしゆき）	再任				常務取締役	13回/13回（100%）
5	黒澤進（くろさわすすむ）	再任				常務取締役	13回/13回（100%）
6	石田恵美（いしだえみ）	再任	社外	独立		社外取締役	13回/13回（100%）
7	樋口武（ひぐちたけし）	再任	社外	独立		社外取締役	13回/13回（100%）
8	満岡隆一（みつおかりゅういち）	新任	社外	独立		社外取締役	—

1 加藤喜久雄（かとう きくお） 生年月日：1946年２月５日 再任

■所有する当行の株式の数：8,400株　■取締役会の出席状況　13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年 4 月　当行入行
1991年11月　当行春日部支店長
1994年 2 月　当行総合管理部経営政策室長
1996年 6 月　当行取締役総合管理部長
1999年 4 月　当行常務取締役
2002年 6 月　当行専務取締役
2004年 6 月　当行取締役副頭取
2007年 8 月　当行取締役頭取（現任）

取締役候補者とした理由

1996年６月より取締役に就任し、2007年８月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者としました。

2 長堀和正（ながほり かずまさ） 生年月日：1961年３月30日 再任

■所有する当行の株式の数：3,400株　■取締役会の出席状況　13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月　当行入行
2006年 4 月　当行戸田西支店長
2008年 6 月　当行越谷支店長
2010年 6 月　当行総合企画部長
2011年 7 月　当行執行役員総合企画部長
2014年 6 月　当行常務取締役
2017年 6 月　当行専務取締役（現任）
［担当］総合企画部、事務統括部

取締役候補者とした理由

戸田西支店長、越谷支店長、執行役員総合企画部長等を歴任したほか、2014年６月より常務取締役に就任し、2017年６月より専務取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者としました。

3 小山和也（こやまかずや） 生年月日：1955年4月13日 再任

■所有する当行の株式の数：2,438株　■取締役会の出席状況　13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4 月　当行入行
2004年 4 月　当行法人部次長
2006年 6 月　当行市場金融部長
2009年 6 月　当行リスク統括部長
2009年 7 月　当行執行役員リスク統括部長
2010年 6 月　当行執行役員融資部長
2013年 6 月　当行常務取締役（現任）
［担当］営業統括部、市場国際部

取締役候補者とした理由

市場金融部長、執行役員リスク統括部長、執行役員融資部長等を歴任したほか、2013年6月より常務取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者としました。

4 白井利幸（しらいとしゆき） 生年月日：1962年1月2日 再任

■所有する当行の株式の数：1,611株　■取締役会の出席状況　13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月　当行入行
2007年 4 月　当行伊奈支店長
2009年 6 月　当行志木支店長
2011年 6 月　当行営業企画部長
2013年 7 月　当行執行役員営業企画部長
2014年 4 月　当行執行役員人事部長
2015年 6 月　当行常務取締役（現任）
［担当］人事部、ソリューション営業部

取締役候補者とした理由

伊奈支店長、志木支店長、執行役員営業企画部長、執行役員人事部長等を歴任したほか、2015年6月より常務取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者としました。

5 黒澤（くろさわ） 進（すすむ） 生年月日：1961年４月11日

再任

■所有する当行の株式の数：2,166株　■取締役会の出席状況　13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月　当行入行
2006年 4 月　当行三郷支店長
2011年10月　当行市場金融部長
2012年 6 月　当行リスク統括部長
2014年 6 月　当行総合企画部長兼経営政策室長
2015年 7 月　当行執行役員総合企画部長
2017年 6 月　当行常務取締役（現任）
［担当］リスク統括部、事務集中部

取締役候補者とした理由

三郷支店長、市場金融部長、リスク統括部長、執行役員総合企画部長等を歴任したほか、2017年６月より常務取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者としました。

6 石田（いしだ） 恵美（えみ） 生年月日：1966年12月５日

再任　社外　独立

■所有する当行の株式の数：一株　■取締役会の出席状況　13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年12月　公認会計士登録
1995年 4 月　矢野公認会計士事務所パートナー（現在）
1997年 4 月　弁護士登録、日比谷見附法律事務所入所
2000年 4 月　同事務所パートナー（現在）
2006年 6 月　当行社外監査役
2013年 6 月　当行社外取締役（現任）
2015年 5 月　イオンリテール株式会社社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由

弁護士、公認会計士としての広範な専門知識を有し、2006年６月より当行社外監査役を歴任されたほか、2013年６月より当行社外取締役を務められ、引き続きその知識と経験を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。

7 樋口（ひぐち） 武（たけし） 生年月日：1943年7月3日

再任 社外 独立

■所有する当行の株式の数：2,000株　■取締役会の出席状況　13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年 4 月	富士写真光機株式会社入社
2000年 6 月	同社代表取締役社長
2005年12月	富士写真フイルム株式会社執行役員兼フジノン株式会社代表取締役社長
2010年 6 月	富士フイルムホールディングス株式会社取締役
2010年 6 月	富士フイルム株式会社取締役常務執行役員
2013年12月	同社取締役退任
2015年 6 月	当行社外取締役（現任）
2016年 3 月	株式会社オプトラン社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

富士写真フイルム株式会社執行役員兼フジノン株式会社代表取締役社長、富士フイルムホールディングス株式会社取締役等を歴任されたほか、2015年６月より当行社外取締役を務められ、引き続き経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。

8 満岡（みつおか） 隆一（りゅういち） 生年月日：1958年10月30日

新任 社外 独立

■所有する当行の株式の数：―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月	ヂーゼル機器株式会社（現・ボッシュ株式会社）入社
2011年 7 月	同社専務取締役
2011年11月	株式会社フジアイタック代表取締役社長（兼任）　株式会社FAニイガタ代表取締役社長（兼任）
2013年 7 月	株式会社フジアイタック代表取締役社長退任　株式会社FAニイガタ代表取締役社長退任
2013年 8 月	ボッシュ株式会社専務取締役
2016年 4 月	同社取締役専務執行役員
2018年12月	同社取締役専務執行役員退任

社外取締役候補者とした理由

ヂーゼル機器株式会社専務取締役、株式会社フジアイタック代表取締役社長、株式会社FAニイガタ代表取締役社長、ボッシュ株式会社専務取締役等を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。

（注）１．取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．石田惠美、樋口武、満岡隆一の３氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
３．社外取締役候補者石田惠美氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって６年となり、樋口武氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。また、石田惠美氏は、2006年６月から2013年６月まで当行の社外監査役を務めておりました。なお、石田惠美氏の戸籍上の氏名は矢野惠美であります。
４．社外取締役との責任限定契約について
当行は、定款において社外取締役との間で、損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、社外取締役候補者石田惠美、樋口武、満岡隆一の３氏が選任された場合、当行は石田惠美、樋口武の両氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を継続する予定であり、満岡隆一氏とは締結する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役石川誠氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、田村健次氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、監査役候補者田中勇一氏の任期は、当行定款の定めにより辞任される石川監査役の任期の満了する時までとなります。

監査役候補者は次のとおりであります。

1　田中勇一（たなかゆういち）　生年月日：1956年６月24日　新任

■所有する当行の株式の数：3,220株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年４月　当行入行
2010年４月　当行営業企画部長
2011年７月　当行執行役員川越支店長
2013年６月　当行執行役員融資部長
2015年４月　当行常務執行役員東京支店長
2017年７月　当行専務執行役員東京支店長
2018年６月　ぶぎん総合リース株式会社取締役社長
（現任、2019年６月26日退任予定）

監査役候補者とした理由

営業企画部長、執行役員川越支店長、執行役員融資部長、専務執行役員東京支店長等を歴任し、また、当行グループ会社の社長を務めるなど豊富な業務経験を有し銀行業務全般に精通しており、監査役として公正な経営の監督を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者としました。

2 田村健次（たむらけんじ） 生年月日：1946年1月1日

再任　社外　独立

■所有する当行の株式の数：500株

■取締役会の出席状況　13回／13回（100%）
■監査役会の出席状況　12回／12回（100%）

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1964年 4 月　埼玉県庁入庁
2001年 4 月　埼玉県労働商工部長
2003年10月　埼玉県公営企業管理者
2005年 4 月　埼玉県出納長
2007年 4 月　社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会副会長兼常務理事
2008年 8 月　一般財団法人自治研修協会理事(現任)
2011年 4 月　学校法人九里学園理事（現任）
2015年 6 月　当行社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

埼玉県公営企業管理者、埼玉県出納長等を歴任され、また、学校法人九里学園理事としての職務をとおした豊富な経験や高い知見を有しており、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者としました。

（注）1．監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2．田村健次氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3．同氏の在任期間は、本総会終結のときをもって４年となります。
4．社外監査役との責任限定契約について
当行は、定款において社外監査役との間で、損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、社外監査役候補者田村健次氏が再任された場合、当行は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

添付書類

第96期（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果等

○主要な事業内容

当行は、埼玉県を中心に、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の販売業務等を営み、地域金融機関として多様な金融商品・サービスを提供しております。

○金融経済環境

国内経済

国内需要は堅調に推移したものの、地震や台風等の自然災害が相次いだことから個人消費は押し下げられ、また、海外経済の減速から輸出の勢いが弱まり、景気は力強さに乏しい展開となりました。

県内経済

設備投資は横ばいの動きとなり住宅投資は弱含みましたが、個人消費は雇用・所得環境が改善する中で持ち直しが持続しました。先行きについては、世界経済の減速を受けて輸出の伸び悩みが続く見通しですが、圏央道の沿線地域を中心に製造・物流拠点の立地が進み、県内経済の成長に寄与することが期待されています。

金融情勢

株式市況は日経平均株価が米中貿易摩擦激化への懸念から一進一退の動きとなりましたが、円安ドル高の進行もあって９月末には24,000円台に上昇しました。その後、年末にかけて米国株価の下落や米中貿易摩擦の再燃から19,000円台に急落しましたが、年明け後は米中貿易交渉の進展期待や米連邦準備理事会による利上げ停止の表明もあり、年度末には21,000円台前半となりました。

○事業の経過及び成果

［事 業 の 経 過］

このような金融経済環境のもと、当期は、2013年に策定した、「埼玉に新たな価値を創造する『地域No.１銀行』」を標榜した長期ビジョンの実現に向けた第２工程として、2016年４月よりスタートした中期経営計画「ＭＶＰ　２／３（ツーサード）」の最終年度のもと、店舗ネットワークの充実や、お客さまとの接点拡大、最適なソリューション提供、新事業分野への取組強化など、成長戦略の遂行に努めてまいりました。

千葉銀行との包括提携「千葉・武蔵野アライアンス」は３年目を迎え、浜松町における営業拠点共同設置や海外現地法人向け協調融資への取り組みなど多くの分野での連携・協働が加速しており、利便性と付加価値の高いサービスの提供に取り組んでおります。

当期の主な施策のうち店舗関連につきましては、都心西部地区における更なる取引基盤の拡充を図るために渋谷オフィスを支店昇格し渋谷支店を開設したほか、便利で快適にご利用いただける店舗ネットワークを構築すべく寄居支店を新築移転しております。このほか、アセアン域内で事業展開されているお客さまや新たに進出を検討されているお客さまの現地ニーズに対し、より機動的な支援を行なうためにシンガポール駐在員事務所を開所いたしました。

新商品・サービスにつきましては、お客さまの相続や円滑な資産承継ニーズにお応えするため、埼玉県内に本店を置く金融機関として初めて2019年３月に信託業務の兼営認可を取得し、４月より自行商品として「遺言信託」、「遺産整理業務」、「金銭信託」の取り扱いを開始いたしました。

また、全銀システムの稼動時間拡大に伴い、個人向け及び法人向けインターネットバンキング、当行ＡＴＭ、コンビニＡＴＭにおける即時振込の取扱時間を拡大いたしました。

金融と情報技術（ＩＴ）の融合、フィンテックにつきましては、フィンテック企業との連携・協働により、24時間365日、お客さまからのお問い合わせにお応えするため、ＡＩ（人工知能）を活用した「対話型自動応答システム」の導入や、次世代の保険選びを体験できる「保険ロボアドバイザー」の提供を開始いたしました。また、インターネットバンキング契約のないお客さまでも、スマートフォン等を活用して口座情報を各種サービスと連携することができ、様々なフィンテックサービスがご利用いただけるようになりました。

地方創生への取り組みにつきましては、所沢市が実施するＰＦＩ事業（民間資金を活用した社会整備事業）である「所沢市民文化センター改修事業」向けのプロジェクトファイナンスを組成いたしました。また、小鹿野町、富士見市、川越市、ふじみ野市と新たに地方創生に係る包括協定を締結したことから、2018年度末での包括協定締結先は、埼玉県のほか、12市３町となりました。

多様な人材の活躍推進にも積極的に取り組み、障がい者の雇用促進を目的とする「むさしのハーモニー株式会社」が、県内金融機関として初めて「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める「特例子会社」の認定を取得いたしました。また、国際社会が取り組むSDGs達成に貢献し、持続可能な地域経済・社会・環境の実現に向け業務に邁進していくために、「SDGs宣言」を制定いたしました。

今後も、地域との共通価値を創造し、地域社会の成長、発展に積極的に取り組んでまいります。

[事 業 の 成 果]

預 金 等

譲渡性預金を含めた預金等残高は前期末比788億円増加し、４兆2,884億円となりました。また、預り資産残高は前期末比460億円増加し、8,228億円となりました。

貸 出 金

貸出金は前期末比646億円増加し、３兆5,355億円となりました。

有価証券

有価証券運用残高は前期末比859億円減少し、6,562億円となりました。

損益状況

経常収益は、有価証券利息配当金を主因に資金運用収益が減少する一方、法人関連手数料を主因に役務取引等収益が増加、また、株式等売却益が増加したこと等から前期比53億94百万円増加し651億94百万円となりました。

経常費用は、営業経費の縮減を進めたものの、予防的な貸倒引当金の増加により、前期比96億28百万円増加し550億55百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比42億33百万円減少し101億39百万円、当期純利益は前期比53億78百万円減少し47億円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益は前期比43億61百万円減少し113億71百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比55億71百万円減少し53億45百万円となりました。

預金等残高

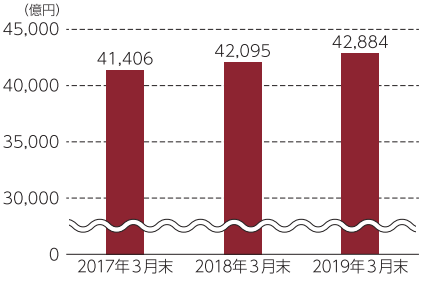

貸出金残高

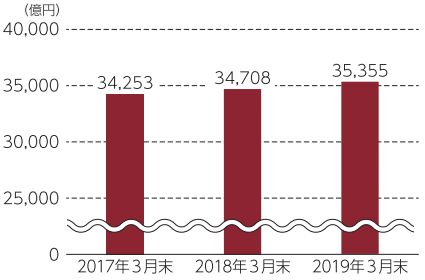

当期純利益

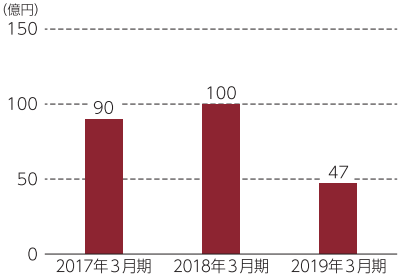

○対処すべき課題

地域金融機関におきましては、金融仲介機能の一層の発揮と地域経済及び社会の活性化に貢献する持続可能なビジネスモデルの確立、加えて、その前提となる経営の健全性・透明性の更なる向上が求められております。また、フィンテックやキャッシュレス化など業態を超えた動きや、人口動態やライフスタイルの変化を踏まえ、中長期的な視点で地域の特徴を活かした独自の成長戦略を描き遂行していくことも不可欠となっております。

こうした変化を見据え、2013年に10年間の経営指針として長期経営計画を策定いたしました。

第１工程の中期経営計画「ＭＶＰ　１／３」（2013年４月～2016年３月）及び第２工程の「ＭＶＰ　２／３」（2016年４月～2019年３月）の６年間で、高度化・多様化するお客さまニーズにお応えできる人材を計画的に育成するとともに、商品・サービスラインナップ拡充や店舗等の接点拡大などに取り組み、2016年３月に締結した「千葉・武蔵野アライアンス」も活用しながら、課題解決型提案営業態勢の構築に努めてまいりました。

現在は長期ビジョンを総仕上げする４年間と位置づけた、中期経営計画「ＭＶＰ　70」(2019年４月～2023年３月）のもと、「お客さまと地域にずっと寄り添っていく銀行」、「人を大切にし、人を成長させる銀行」に向け、これまで取り組んできたビジネスモデルの変革を一層確かなものとすべく、行員一人ひとりの専門性の向上、お客さま接点拡充などに取り組んでおります。

2019年３月に参加した地方銀行７行との広域連携「TSUBASAアライアンス」を、「千葉・武蔵野アライアンス」とともに戦略的に活用していくことで、お客さまサービスの一層の充実と地域への更なる貢献を目指してまいります。

引き続き、コーポレート・ガバナンスの高度化と法令・社会規範を遵守するとともに、お客さま本位の業務運営の徹底、多様な人材の活躍推進や働き方改革、業務改革を通じた生産性向上などに注力してまいります。また、環境・社会・企業統治（ＥＳＧ）の観点を経営に採り入れながら、「武蔵野銀行SDGｓ宣言」で掲げた持続可能な地域社会の創造に貢献すべく業務に邁進してまいります。

創業以来変わらぬ「地域共存」「顧客尊重」の経営理念のもと、お客さま、株主さま、地域社会など、全てのステークホルダーの期待にお応えできるよう、グループ役職員一同更なる研鑽に努め、これからも地域の皆さまと手を携えながら永続的な発展を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（2）財産及び損益の状況

（単位：億円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	38,489	39,518	40,361	41,310
定期性預金	16,742	16,103	15,869	15,307
その他	21,746	23,415	24,492	26,003
社債	250	150	150	—
貸出金	33,331	34,253	34,708	35,355
個人向け	10,373	10,425	10,568	10,554
中小企業向け	15,181	15,711	16,103	16,211
その他	7,776	8,117	8,036	8,588
商品有価証券	4	6	3	0
有価証券	7,639	7,823	7,421	6,562
国債	2,067	2,019	1,678	1,188
その他	5,572	5,803	5,743	5,373
総資産	43,160	44,940	45,460	46,009
内国為替取扱高	120,685	115,214	120,602	119,094
外国為替取扱高	百万ドル 1,610	百万ドル 2,029	百万ドル 2,242	百万ドル 3,991
経常利益	百万円 16,841	百万円 11,618	百万円 14,373	百万円 10,139
当期純利益	百万円 11,284	百万円 9,006	百万円 10,078	百万円 4,700
1株当たり当期純利益	円 銭 336 50	円 銭 268 78	円 銭 300 89	円 銭 140 32

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
3．１株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。当行は、「役員報酬ＢＩＰ信託」を導入しており、当該信託が保有する当行株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当行株式は、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(ご参考)企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	743	709	722	778
経常利益	187	128	157	113
親会社株主に帰属する当期純利益	125	97	109	53
包括利益	23	89	157	△51
純資産額	2,290	2,339	2,470	2,392
総資産	43,289	45,071	45,606	46,260

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（3）従業員の状況

	当年度末	前年度末
従業員数	2,171人	2,224人
平均年齢	40年２月	40年１月
平均勤続年数	16年３月	16年４月
平均給与月額	407千円	411千円

（注）１．平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
２．従業員数には、臨時雇員は含みません。
３．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

（4）営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末	前年度末
埼玉県	93か店（うち出張所２）	93か店（うち出張所２）
東京都	4か店（〃 —）	3か店（〃 —）
茨城県	1か店（〃 —）	1か店（〃 —）
合計	98か店（〃 ２）	97か店（〃 ２）

（注）１．本庄南、天沼、所沢駅前の３か店について、支店内支店化（ブランチ・イン・ブランチ方式）を行ったことにより、店舗の拠点数としては95か店となっております。
２．店舗外ＡＴＭについては、「八木橋百貨店出張所」を開設したこと、「大宮中央総合病院出張所」及び「さいたま市役所出張所」を廃止したことから116か所（前年度末117か所）となっております。
３．千葉・武蔵野アライアンス事業の一環として、千葉県内の駅やアウトレットパーク、成田空港など19か所の千葉銀行のＡＴＭが当行ＡＴＭと同じ手数料体系で利用できるようになっております。
４．株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン銀行との提携によるＡＴＭサービスもご利用いただけます。

（当年度末現在）

	埼玉県内		埼玉県外	
	当年度末	前年度末	当年度末	前年度末
イーネットＡＴＭ	678か所	689か所	11,699か所	12,205か所
セブン銀行ＡＴＭ	1,404か所	1,376か所	21,963か所	21,292か所
ローソン銀行ＡＴＭ	651か所	627か所	12,790か所	12,186か所

ロ　当年度新設営業所

営業所名	所在地
渋谷支店	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

（注）当年度において店舗外ＡＴＭを下記の１か所新設、２か所廃止いたしました。
＜新設＞
①八木橋百貨店出張所（熊谷市）
＜廃止＞
①大宮中央総合病院出張所（さいたま市）
②さいたま市役所出張所（さいたま市）

（５）設備投資の状況

イ　設備投資の総額

設備投資の総額	2,876百万円

ロ　重要な設備の新設等

内容	金額
店舗建替等	170百万円

（6）重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
ぶぎん総合リース株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目218番地	一般リース、延払取引、オートリース業務	1975年4月1日	120百万円	47.48%
ぶぎん保証株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目265番地１	個人向け融資に係る信用保証業務	1982年4月2日	90	99.36
むさしのカード株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目218番地	クレジットカード(JCB・VISA)、金銭の貸付、カード業務に係る信用保証業務	1985年11月25日	40	62.27
ぶぎんシステムサービス株式会社	さいたま市大宮区北袋町一丁目307番地	コンピュータシステムの開発･販売･保守管理業務	1989年8月1日	20	45.00
株式会社ぶぎん地域経済研究所	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８	県内経済･産業の調査研究､経営･税務等の相談､各種セミナーの開催	1992年4月20日	20	42.50
株式会社ぶぎんキャピタル	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８	ベンチャー企業等への投資、経営相談	1997年4月1日	20	5.00
むさしのハーモニー株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目218番地	事務代行業務	2017年5月1日	10	100.00

(注)　1．資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
　　2．当行の連結される子会社は７社であります。その他に持分法適用の関連法人等が１社あります。

重要な業務提携の概況

①地方銀行64行の提携により、現金自動設備（以下ＡＴＭという）の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

②地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、ＡＴＭの相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

③地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ＡＴＭの相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

⑤当行と埼玉県に本店を置く信用金庫４金庫、中央労働金庫、埼玉県信連（県内の農業協同組合）との連携により、口座振替による代金回収サービス「埼玉ネットワークサービス（略称ＳＮＳ)」を行っております。

⑥株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置したＡＴＭサービスを行っております。

⑦株式会社イオン銀行とのＡＴＭ利用提携により、イオン等に設置されたＡＴＭもご利用できます。

⑧株式会社ビューカードとのＡＴＭ利用提携により、首都圏を中心としたＪＲの駅に設置のＡＴＭ「VIEW ALETTE (ビューアルッテ)」もご利用できます。

⑨株式会社千葉銀行との間で、業務及び資本の提携に関して包括提携契約書（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。

⑩株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行及び株式会社北越銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

（７）事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

（８）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
加　藤　喜久雄	取締役頭取（代表取締役）		
町　田　秀　夫	取締役副頭取（代表取締役） [担当] 地域サポート部		
赤　城　功　一	専務取締役（代表取締役） [担当] 融資部、総務部		
長　堀　和　正	専務取締役（代表取締役） [担当] 総合企画部、事務統括部		
小　山　和　也	常務取締役 [担当] 営業統括部、市場国際部		
白　井　利　幸	常務取締役 [担当] 人事部、ソリューション営業部		
黒　澤　　進	常務取締役 [担当] リスク統括部、事務集中部		
石　田　恵　美	取締役（社外役員）	弁護士、公認会計士、イオンリテール株式会社社外監査役	
樋　口　　武	取締役（社外役員）	株式会社オプトラン社外取締役	
石　川　　誠	常勤監査役		
剱　持　好　郎	常勤監査役		
黒　石　　輯	監査役（社外役員）		銀行経営者及び監査役として豊富な経験と知見を有しております。
毛　塚　富　雄	監査役（社外役員）		企業経営者として豊富な経験と知見を有しております。
田　村　健　次	監査役（社外役員）		埼玉県出納長としての経歴を持ち、財務及び会計に関する知見を有しております。

（注）1．取締役石田恵美、樋口武の両氏は社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．監査役黒石輯、毛塚富雄、田村健次の３氏は社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）会社役員に対する報酬等

区　　分	支　給　人　数	報　　酬　　等
取　　締　　役	9名	317百万円（28百万円）
監　　査　　役	5名	54百万円
計	14名	372百万円（28百万円）

（注）１．取締役の報酬等には、株式報酬に係る費用計上額28百万円が含まれており、（　）内書きしております。
２．2011年６月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額350百万円、監査役が年額60百万円であります。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、2016年６月28日開催の第93回定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、３事業年度を対象として合計300百万円であります。

（3）責任限定契約

氏　　名	責　任　限　定　契　約　の　内　容　の　概　要
取締役　石田　惠美	会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
取締役　樋口　　武	
監査役　黒石　　輯	
監査役　毛塚　富雄	
監査役　田村　健次	

3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
取締役　石田　惠美	弁護士、公認会計士 イオンリテール株式会社社外監査役（当行と同社との間には特別の関係はありません。）
取締役　樋口　　武	株式会社オプトラン社外取締役（当行は同社と通常の銀行取引があります。）

（2）社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役　石田　惠美	５年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席	弁護士・公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役　樋口　　武	３年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席	企業経営者としての豊富な経験と見識を活かし適宜発言を行っております。
監査役　黒石　　輯	９年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席 監査役会　12回開催中　12回出席	銀行経営者としての豊富な経験や専門的な知識を活かし適宜発言を行っております。
監査役　毛塚　富雄	５年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席 監査役会　12回開催中　12回出席	企業経営者としての豊富な経験や専門的な知識を活かし適宜発言を行っております。
監査役　田村　健次	３年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席 監査役会　12回開催中　12回出席	地方行政経験者としての実務的見地から適宜発言を行っております。

（3）社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	５名	54百万円	一百万円

（4）社外役員の意見

該当事項はありません。

４．当行の株式に関する事項

（１）株　　式　　数　　発行可能株式総数　　80,000千株

発行済株式の総数　　33,805千株

（注）　株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

（２）当年度末株主数　　11,145名

（３）大　　株　　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,766千株	8.24%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,310	3.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	1,231	3.67
株式会社千葉銀行	925	2.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	848	2.53
明治安田生命保険相互会社	735	2.19
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	727	2.16
住友生命保険相互会社	702	2.09
武蔵野銀行従業員持株会	686	2.04
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	666	1.98

（注）１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は自己株式（271千株）を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
なお、自己株式には、役員報酬ＢＩＰ信託の所有する当行株式（38千株）は含まれておりません。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

① 名称　EY新日本有限責任監査法人

（注）2018年７月１日に新日本有限責任監査法人より名称変更しております。

② 報酬等の額

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　業務執行社員 公認会計士　村田賢治 指定有限責任社員　業務執行社員 公認会計士　細野和也	60百万円	—

（注）１．会計監査人の報酬等の額について、当行監査役会は、会計監査人の監査計画及び職務執行状況並びに報酬見積りの算出根拠等の適切性について必要な検証を行い、同意の判断をしております。

２．当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計金額を記載しております。

３．当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は67百万円であります。

（2）責任限定契約

該当事項はありません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条第１項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務執行を適切に執行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6．会社の支配に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、定めておりません。

７．業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

＜業務の適正を確保する体制＞

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

（1）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当行の倫理、行動の基本指針である「行動憲章」及び法令遵守の基本的規則である「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令遵守の徹底に努めております。
・頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当行全体のコンプライアンスの統括部署としてリスク統括部経営法務室を設置するとともに、各部店内にコンプライアンス体制を統括管理する「法令遵守担当者」を任命しております。
・法令違反行為その他のコンプライアンスに関する行内通報制度や、財務報告の適正性を確保するために財務報告に関する基本方針を定め、必要な内部管理体制を整備しております。
・反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置し、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣への報告に加え、警察等関連機関と連携する態勢を整えております。
・監査役及び内部監査部署は、当行の法令遵守体制等の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を要請できることとしております。

（2）損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・リスク統括部を当行全体のリスク管理の統括部署とし、別途定めるそれぞれのリスク管理規程により、担当部署、管理運営方法等を定めるものとしております。
・経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、業務の継続性確保及び早期復旧に向けた対応を図ることとしております。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、取締役で構成する経営会議に、取締役会で定めた経営上重要な事項の執行についての審議を委任するとともに、業務執行は、取締役会の決議により選任された執行役員及びその他の責任者が、これを行っております。
・取締役会は、取締役の職務の執行を監督するとともに、取締役会及び各取締役は、執行役員及びその他の責任者の職務を監督する権限を有し、その責任を負うものとしております。

（4）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び行内規則に基づき適切かつ確実に保存及び管理することとしております。

（5）当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・関連会社等管理規程ほか行内規程等に基づき、協議・報告事項を定めるほか、定期的に当行及びグループ会社の取締役が出席する「グループ情報連絡会」を開催し、グループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。
・法令違反行為などの通報制度として、グループ会社の取締役及び使用人から当行の担当部署へ通報できる内部通報制度を設け、その運用を行うとともに、当行の内部監査部署がグループ会社に対する監査を実施し、業務の適正化に努めております。

（6）監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役補助者を１名以上配置し、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。
②取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は当行の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役会に遅滞なく報告することとしております。また、監査役は必要に応じて当行グループの取締役及び使用人、会計監査人等に対して報告を求めることができる体制としております。また、当行グループにおける監査結果や内部通報の状況について、担当部署が監査役へ報告することとしております。
③監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
・監査役へ報告を行った者が当該通報をしたこと自体による不利な取り扱いの禁止を内部通報制度規程に明記しております。
④監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
⑤その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役会、経営会議、その他重要な会議に監査役が出席し、意見を述べる体制としているほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見の交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

（1）コンプライアンス態勢

コンプライアンスを実践する具体的な計画として、コンプライアンス・プログラムを取締役会で審議・決定し、全役職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会にて進捗状況等をモニタリング（２回）しております。また、コンプライアンス委員会の下部組織である本部法令遵守担当者会議を毎月開催し、その内容を経営へ報告しております。

（2）リスク管理体制

与信ポートフォリオ委員会（６回)、ＡＬＭ委員会（12回)、オペレーショナル・リスク管理委員会（４回）を開催し、その内容を経営へ報告したほか、ＢＣＰ訓練を２回実施いたしました。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を13回開催したほか、取締役会の権限委譲による決定機関である経営会議（ＡＬＭ、リスク管理に関する経営会議を含む）を52回開催しました。

（4）当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の業務実績について取締役会に報告（４回）したほか、グループ情報連絡会を開催（２回）し、経営課題の把握と対応方針について協議しました。

（5）監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役の職務を補助する専任の担当者を１名配置するとともに、内部監査部署は当行グループの監査結果等を内部監査報告会を開催（12回）し、監査役へ報告しました。また、常勤及び社外監査役は全ての取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議、その他重要な会議及びグループ情報連絡会等に出席し、意見を述べる体制としたほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見交換を行いました。

8．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11．その他

該当事項はありません。

第96期末（2019年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**337,345**
現金	36,417
預け金	300,927
買入金銭債権	**12,634**
商品有価証券	**62**
商品地方債	62
金銭の信託	**1,490**
有価証券	**656,262**
国債	118,895
地方債	149,699
社債	201,305
株式	52,330
その他の証券	134,032
貸出金	**3,535,507**
割引手形	15,242
手形貸付	161,863
証書貸付	3,102,198
当座貸越	256,203
外国為替	**2,560**
外国他店預け	2,187
買入外国為替	28
取立外国為替	345
その他資産	**22,127**
前払費用	60
未収収益	3,505
金融派生商品	188
金融商品等差入担保金	71
その他の資産	18,301
有形固定資産	**35,352**
建物	9,074
土地	24,625
リース資産	83
建設仮勘定	347
その他の有形固定資産	1,220
無形固定資産	**3,810**
ソフトウェア	3,647
その他の無形固定資産	163
前払年金費用	**8,212**
支払承諾見返	**4,200**
貸倒引当金	**△18,618**
資産の部合計	**4,600,949**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**4,131,049**
当座預金	172,105
普通預金	2,333,048
貯蓄預金	49,191
通知預金	13,433
定期預金	1,522,232
定期積金	8,515
その他の預金	32,522
譲渡性預金	**157,430**
コールマネー	**30,522**
債券貸借取引受入担保金	**21,151**
借用金	**33**
借入金	33
外国為替	**199**
売渡外国為替	106
未払外国為替	92
その他負債	**12,972**
未払法人税等	3,579
未払費用	1,504
前受収益	1,057
給付補填備金	39
金融派生商品	2,507
リース債務	90
資産除去債務	1,206
その他の負債	2,986
賞与引当金	**1,100**
退職給付引当金	**3,420**
睡眠預金払戻損失引当金	**493**
偶発損失引当金	**198**
株式報酬引当金	**67**
固定資産解体費用引当金	**611**
繰延税金負債	**2,358**
再評価に係る繰延税金負債	**4,227**
支払承諾	**4,200**
負債の部合計	**4,370,037**
（純資産の部）	
資本金	**45,743**
資本剰余金	**38,351**
資本準備金	38,351
利益剰余金	**122,741**
利益準備金	10,087
その他利益剰余金	112,653
不動産圧縮積立金	400
別途積立金	106,560
繰越利益剰余金	5,693
自己株式	**△906**
株主資本合計	**205,929**
その他有価証券評価差額金	**18,082**
繰延ヘッジ損益	**△1,453**
土地再評価差額金	**8,286**
評価・換算差額等合計	**24,915**
新株予約権	**66**
純資産の部合計	**230,911**
負債及び純資産の部合計	**4,600,949**

第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**65,194**
資金運用収益	**41,545**	
貸出金利息	33,192	
有価証券利息配当金	8,139	
コールローン利息	△17	
預け金利息	0	
その他の受入利息	231	
役務取引等収益	**13,040**	
受入為替手数料	2,197	
その他の役務収益	10,842	
その他業務収益	**846**	
商品有価証券売買益	8	
国債等債券売却益	836	
国債等債券償還益	1	
その他経常収益	**9,762**	
償却債権取立益	821	
株式等売却益	8,192	
その他の経常収益	747	
経常費用		**55,055**
資金調達費用	**2,583**	
預金利息	788	
譲渡性預金利息	27	
コールマネー利息	797	
債券貸借取引支払利息	469	
借用金利息	19	
社債利息	65	
金利スワップ支払利息	415	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	**4,402**	
支払為替手数料	532	
その他の役務費用	3,870	
その他業務費用	**1,646**	
外国為替売買損	251	
国債等債券売却損	500	
国債等債券償還損	890	
金融派生商品費用	4	
営業経費	**33,514**	
その他経常費用	**12,907**	
貸倒引当金繰入額	11,297	
株式等売却損	195	
株式等償却	614	
金銭の信託運用損	8	
その他の経常費用	792	
経常利益		**10,139**

（単位：百万円）

科目	金額	
特別利益		**1**
固定資産処分益	1	
特別損失		**455**
固定資産処分損	15	
その他の特別損失	439	
税引前当期純利益		**9,686**
法人税、住民税及び事業税	**5,385**	
法人税等調整額	**△399**	
法人税等合計		**4,985**
当期純利益		**4,700**

第96期末（2019年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	347,398	預金	4,125,430
買入金銭債権	12,634	譲渡性預金	157,430
商品有価証券	62	コールマネー及び売渡手形	30,522
金銭の信託	1,490	債券貸借取引受入担保金	21,151
有価証券	654,380	借用金	10,933
貸出金	3,522,130	外国為替	199
外国為替	2,560	その他負債	24,519
リース債権及びリース投資資産	21,320	賞与引当金	1,148
その他資産	34,473	役員賞与引当金	9
有形固定資産	36,767	退職給付に係る負債	3,542
建物	9,584	役員退職慰労引当金	30
土地	25,322	利息返還損失引当金	44
リース資産	24	睡眠預金払戻損失引当金	493
建設仮勘定	347	ポイント引当金	85
その他の有形固定資産	1,488	偶発損失引当金	198
無形固定資産	3,910	株式報酬引当金	67
ソフトウェア	3,656	固定資産解体費用引当金	611
リース資産	80	繰延税金負債	1,983
その他の無形固定資産	173	再評価に係る繰延税金負債	4,227
退職給付に係る資産	6,732	支払承諾	4,200
繰延税金資産	1,004	負債の部合計	4,386,830
支払承諾見返	4,200		
貸倒引当金	△23,023	（純資産の部）	
		資本金	45,743
		資本剰余金	38,291
		利益剰余金	131,563
		自己株式	△906
		株主資本合計	214,692
		その他有価証券評価差額金	18,391
		繰延ヘッジ損益	△1,453
		土地再評価差額金	8,286
		退職給付に係る調整累計額	△1,087
		その他の包括利益累計額合計	24,137
		新株予約権	66
		非支配株主持分	318
		純資産の部合計	239,214
資産の部合計	4,626,044	負債及び純資産の部合計	4,626,044

第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**77,858**
資金運用収益	**41,193**	
貸出金利息	33,176	
有価証券利息配当金	7,794	
コールローン利息及び買入手形利息	△17	
預け金利息	0	
その他の受入利息	240	
役務取引等収益	**13,856**	
その他業務収益	**1,892**	
その他経常収益	**20,915**	
償却債権取立益	822	
その他の経常収益	20,093	
経常費用		**66,487**
資金調達費用	**2,622**	
預金利息	788	
譲渡性預金利息	26	
コールマネー利息及び売渡手形利息	797	
債券貸借取引支払利息	469	
借用金利息	57	
社債利息	65	
その他の支払利息	417	
役務取引等費用	**3,958**	
その他業務費用	**1,646**	
営業経費	**34,923**	
その他経常費用	**23,337**	
貸倒引当金繰入額	11,831	
その他の経常費用	11,505	
経常利益		**11,371**
特別利益		**1**
固定資産処分益	1	
特別損失		**455**
固定資産処分損	15	
その他の特別損失	439	
税金等調整前当期純利益		**10,917**
法人税、住民税及び事業税	**5,905**	
法人税等調整額	**△363**	
法人税等合計		**5,541**
当期純利益		**5,376**
非支配株主に帰属する当期純利益		**31**
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,345**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月８日

株式会社　武蔵野銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村田　賢治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　細野　和也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月８日

株式会社　武蔵野銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村田　賢治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　細野　和也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び各営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役等から報告を受け、また、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月９日

株式会社武蔵野銀行　監査役会

常勤監査役　石　川　　誠　㊞

常勤監査役　剱　持　好　郎　㊞

社外監査役　黒　石　　輯　㊞

社外監査役　毛　塚　富　雄　㊞

社外監査役　田　村　健　次　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場

OLS ビル 大ホール

さいたま市大宮区桜木町四丁目 333 番地 13
（武蔵野銀行 代表）電話 (048)641-6111

※本店建替えに伴い、昨年より総会会場が変更となっております。
下記ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

交 通

JR 大宮駅西口より徒歩約 7 分

※ご来場の際は公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。
※駐車場のご用意ができかねますので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。

VEGETABLE OIL INK